

第3回山梨市水道審議会議事録

開 会 年 月 日	令和4年9月27日（火曜日）
開 会 の 場 所	山梨市役所西館1階101会議室
出 席 委 員 氏 名	飯嶋美紀　奥平幸男　奥平洋子　名取茂久 芳賀庸訓　萩原雅子　松下慶麿　米倉仁
欠 席 委 員 氏 名	雨宮昌子
職務のため会議に出 席した事務局職員	水道課長　佐藤美仁 保科伸二　萩原英希
議 事 の 経 過	以下のとおり

【議事】開会　午後1時30分

◎事務局から説明

1 前回の審議会について

(1) 第2回水道審議会概要

第2回審議会では、決算に基づく財政見通しから、今後不足する給水収益を試算し、改定案を提示した上で、改定の可否についてご審議いただいたが、山梨市水道料金が他市と比較し高い理由や、各市の一般会計からの繰入状況について、データに基づく説明をした上で、第3回審議会でも再度改定の可否について決議することとなった。

本日の第3回では公表されているデータから推測される本市の状況を説明し、再度改定案を提示させていただく。

(2) 提示資料

㊦、㊧いずれの資料も、公表されている令和2年度までの決算の値を使用しているほか、簡易水道会計が統合されているところがあるため、上水道・簡易水道合算の値で比較している。

㊦費用面での県内各市との比較（補足資料2）

本市の人口34,072人及び給水人口33,267人は、比較した11市の中で7番目に位置し、面積では北杜市に次ぐ2番目の大きさとなることから、人口密集割合は1㎢あたり117.57人と11市の中でも下から3番目と下位に位置する。管路延長は給水人口が同規模の事業体と比較すると比較的に長く445,830mに対し、市の面積に対する管網整備割合は、1㎢あたり1,538mで11市中下から3番目となる。これらの値から市民の生

活拠点が点在し、それに伴う管網整備が分散されているということが推測される。また、給水人口一人当たりに対し必要となる管路延長も 13.40m と他市と比較し 3 番目に長く、点在する生活拠点への管網を長く整備し維持管理していく必要性があることがわかる。

管路や設備等の維持管理や水質管理などの水道事業の運営に係る経常費用は、971,784 千円で同規模事業体と比較して高く、全体では 11 市中 5 番目となる結果であったが、管路延長 1m あたりに対する維持管理経費に換算すると 2,180 円で、県内事業体平均の 2,203 円を下回り、管路の維持管理経費としては、県内事業体の中では平均的であると考えられる。しかし、一方で給水人口一人当たりが負担する維持管理経費に換算すると、29,212 円で、北杜市の 45,577 円、甲州市の 30,015 円に次ぐ 3 番目に高い結果となった。

これらの比較結果から、本市の水道事業の特性として、点在する生活拠点への管網整備の必要性や、長距離の管路を維持管理しなければならないこと、また県内事業体の中では、平均的な管路等の維持経費により管理を行っていると考えられるが、地域特性による管路等の施設維持によって事業規模は同規模事業体と比較し大きくなり、給水人口の少ない本市の水道事業では、1 人 1 人が負担する経費が大きくなっていると考えられる。

④収入面での県内各市との比較（補足資料 3）

本市の給水人口は令和 2 年度末時点で 33,267 人と、比較した 11 市の中で 7 番目となるが、年間総有収水量は 9 番目と給水人口よりも低い水準となっている。（資料 3-2）1 人当たり有収水量でも、平成 30、令和元年度で 11 市中 11 番目と最も低い。（資料 3-3）一般家庭で 1 人当たりが使用する水量は県内のどの地域でも大きく差がないと考えられるため、生活用水以外の水需要によって差があると推測できる。このことから、山梨市は大口使用者（店舗、企業、工場など）の使用水量が他市と比較して少ないことがわかる。

供給単価は、令和 2 年度決算値で 11 市中 3 番目と高い傾向にあり、水 1 m³に対する単価は甲州市、甲府市に次ぐ金額となっている。このため、給水収益は 6 番目と有収水量と比較して高い水準となっている。（資料 3-4）

他会計繰入金は平成 30 年度、令和元年度は 4 番目、令和 2 年度は金額が 2 億円を上回り 3 番目となっている。他市と比較して水道事業全体として繰入れている金額は高い状況にある。（資料 3-5）

◎審議【料金改定の可否について】（Q…事務局への質問 A…事務局回答 O…意見）

Q 補足資料2にある「給水原価」とは、どのように計算したものになるか。

A $(\text{経常経費} - \text{長期前受金戻入}) / \text{有収水量} = \text{給水原価}$

これは、1 m³の水道水を給水するのにかかる費用を表している。計算式のとおり、使われた水の量に大きく影響を受ける指標となっている。

Q 経常経費とはどういったものか。その中には受水費は含まれているか。

A 経常経費とは、収益的収支において発生した費用となるため、受水費も含まれている。

Q 補足資料2から読み取れることは、管路延長が長いため、費用がかかってしまうということが良いか。

A ご指摘とおり、本市は人口が点在していることから管路延長が長くなっており、その分費用がかかっている状況である。ただし、1 m³当たりの費用として他市と比較した場合、県内でも平均的な費用となっている。このため、管路の維持管理経費は平均的と推測されるが、本市は人口及び給水人口が少ないため、1人当たりが負担する経費が大きくなってしまふと分析できる。

Q 管路延長が長くなることで増加する経費とは何が考えられるか。減価償却費か。

A ご指摘のとおり、最も増大するのは減価償却費と考えられる。加えて修繕費やポンプ等を動かす電気料などの維持費もより多くなると推測できる。

Q これまでの審議会で、費用は減価償却費や受水費といった固定費が約8割を占めており、残りの2割についても極力低減を図っていると説明があったと思うが間違いないか。

A 経費についてはその通りとなるが、その中でも経費の低減に向けて計画している。短期的には、経営努力によって電気料・修繕費・人件費といった流動的な費用の低減を図り、長期的には水道ビジョンや経営戦略等の計画の見直しをする中で、ダウンサイジングなどの手法で減価償却費をはじめとする固定的な費用の低減を図る。今後の経営を行っていく中では短期的・長期的の両面から努力していかなければならないと考えている。

Q 補足資料3の表から、各市の全体でもらっている繰入金が見えるが、他市においても今後上水道の繰入金は0円になる計画なのか。上水の繰入金が0円になるというのは簡水と比較して厳しすぎるのではないか。

A 他市の具体的な動向については把握できないが、企業会計は独立採算を原則としており、繰入金の適正化については総務省から発行されている経営戦略の策定ガイドラインにも記載があるため、取り組まなければならないものと考えている。

また、簡易水道事業会計は全国的な取り組みによって令和2年度に企業会計となったが、この時に自治体によっては会計を統合し、一つの企業会計となる場所もあった（甲州市など）。本市は簡易水道地域が過疎地域であり、投資のための借金として

利率や交付金等が有利な過疎対策事業債が借りられるため、統合を行わなかったが、本来であれば一つの水道事業として運営していくべきものと考えられる。今回の資料で提示した通り、一つの事業体としてみれば多くの繰入金をもたらしているため、適正化の取り組みとして上水道事業は繰入金 0 円、簡易水道事業についても金額の是正を図っていかなければならないと考えている。

- 0 他市と比較した場合、各市の状況、人口、経営状況などが違ってきているので、市ごとに考え方も違ってくると思う。

※事務局から補足

今回用意した県内各市との比較について、厳密な比較をするのであれば、各市の決算内容を詳細まで確認し、さらに数年にわたってそれを比較・分析しなければならない。公開されていない膨大なデータを収集・分析することは困難なため、今回は市の特性の傾向を推測することができる資料として作成した。

◎決議【料金改定の可否について】

⇒全会一致により改定を行うとし、引き続き改定案について審議を継続。

2 料金改定案について（再掲）

第2回審議会で提示した改定案について、再度提案する。

（1）決算に基づいた財政見直し

前回提示した通り、令和4年度決算時、31,644千円の純損失となる見込みであり、その結果利益剰余金がなくなり欠損金が16,986千円発生する恐れがある。また、人口・水需要の減によって、給水収益が毎年5,000千円以上減少する見込みとなっている。現行の料金体系では、毎年純損失が発生し、令和8年度には累積欠損金が約197,000千円まで増加する恐れがある。

（2）改定案

財政見直しに基づき、改定案を提示する。基本料金をメーター口径13～25mmは150円ずつ増額、30mm～150mmは1000円～3000円の増額としている。従量料金については全ての単価で20円ずつの増額としている。

この改定案の場合、令和5年度～令和8年度までの4年間でほぼ収支が均衡する。本来であれば、令和4年度に見込まれている欠損金への補てん財源確保のため、より大きな改定を行わなければならないが、市民の経済状況等を考慮し、本案では欠損金については令和8年度までの水道課の企業努力によって解消するように計画する。

本案の一般家庭への影響は基本料金内で使用する世帯では年間900円の増、2か月あたり40m³使用する家庭では年間3,300円の増、同じく60m³使用する家庭では年間5,700円の増となる。また、大口径かつ使用水量が多い大口の利用者への影響は、市内で最も使用水量の多いところで約66万円の増となる。なお、コロナ禍の影響を避けるため、大口利用者の使用水量は平成30年度の実績を用いて試算した。

◎審議【改定案について】（Q…事務局への質問 A…事務局回答 O…意見）

O 我が家の場合2か月ごとに80m³程度使用しているので、影響額は年間8,100円になるかと思う。負担はあるが、後年に送るほど負担が増えてしまう可能性があるのであれば致し方がないと思う。

Q 大口の改定額について、最大で66万円とはかなり大きく感じられるが、反発等はないだろうか。

A 大口の利用者については、前回平成29年度の改定時に基本料金を数千円値上げしたのみで、100m³以上の従量料金については据え置きとしている。言い換えれば、前回は企業等よりも一般家庭に重点的に負担をお願いする改定だった。今回は全ての使用者に均一的に負担してもらわなければならない状況のため、この改定案とした。

また、前回改定時同様に改定が決定した場合は、大口利用者には個別に説明を行うことを考えている。

- Q 経営戦略に「適正な料金体系」と書いてあるが、これは基本料金・従量料金合わせたもので考えて良いのか。
- A ご指摘のとおり。
- Q 財政見通しの支出に、現在懸念されている燃料費の高騰は加味されているか。
- A 動力費について令和4年度をピークとして、令和5年度以降は若干の減少を見込んでいます。管路の更新に伴う有収率の改善によって、修繕費や動力費が若干抑えられると考えられる。
- Q 今後の見通しが難しい状況の中で、予想外の支出があることも想定されるがその場合にはほかの支出を抑制しなければならないか。
- A そのような事態に備えて繰越利益剰余金をある程度保持していかなければならないが、今年度末に無くなることが予測される。
- Q 他の値上げのしわ寄せが来ることによって、繰り返しの値上げとならないように見通しの作成をしてもらいたい。
- A ご指摘のとおり、不測の支出に備えられるだけの収益が得られる改定が望ましいと考えられるが、経済状況や市民の生活を考慮し、最低限の改定を提案させていただいた。
- Q 改定計画は4年間で作られているが、今回改定した場合、次回の改定は4年後に行うのか。
- A 計画上、4年間で再度見直すことになっている。経営状況を分析の上、必要があると判断した場合は市長から水道審議会への諮問を行う。

◎決議【改定案について】

⇒全会一致で事務局案を採用。

◎その他 スケジュールについて

- ・次回は10月12日（水）の開催となる。

閉会 午後3時00分